国体スローガン
げんきに
きれいに
しんせつに

秋穂町広報

昭和38年7月10日
第65号

山口県吉敷郡
発行 編集 秋穂町役場
秋穂町（電話4番）
印刷所 国次印刷所

町税納期のお知らせ

今月末（7月3日）は固定資産税第2期分及び国民健康保険税第2期分の納付期限です
納付期限迄お忘れなく納税して下さい

着々と進む 農業構造改善事業

昭和三七年度から実施される農業構造改善事業は今年の二月から事業に着手し、樹園地造成工事が着々と進められています。

計画によると、土地基盤整備事業として樹園地造成八〇ヘクタール及び農道改良五千メートルと、経営近代化施設として共同防除のための定置配管施設五〇ヘクタール及び農協の集荷所一棟の各工事が補助事業で、また八〇ヘクタールのミカン植栽は融資事業により総事業費七二三六万円で、昭和三七～三九年度の三年間に実施されることになっています。

そしてこの事業が完成すると既設園とあわせて約一四〇ヘクタールのミカン園が造成されることになります。

今年は記録的な大雪と長期降雨による悪天候続きで工事に多大の支障を生じましたが関係者の努力によって、九地区で三九ヘクタールの樹園地が造成され五地区で三千メートルの農道改良工事も近く完成の予定になっています。

また町内で苗申でありました苗木が寒害のため全滅しましたのでやむなく二二千本の苗木が導入され一七ヘクタールに植栽されました。

昭和三八年度には四一ヘクタールの樹園地造成及び二地区の農道改良と集荷所の設置が計画されており、秋ごろから工事にかゝる予定です。

三年目の昭和三九年度には定置配管施設が六地区で五〇ヘクタールに設置されることになっています。

優良健康乳児表彰

昭和三十八年度春期の乳児検診の結果、次の一六名の赤ちゃんが優良健康乳児として表彰されました。

乳児名	保護者	部落名
井方 拓也	敏昭	本町
末広 洋治	昭	黒潟北
宮本 勉美	吉春	中条
宮崎 高行	邦昭	加茂
金子 恵子	喜泰	本町
黒木なほみ	淑子	中道
安光 基昭	久治	東天田
大田 福治	和作	目地
岡田 知子	清久	西天田
村上 和久	忠雄	上本町
五東 幹人	昭一	上本町
清水サナエ	保男	屋戸
古谷 明人	光彦	中道
時乗 勲	五治	浜内
中田 敦子	喜彦	屋戸
溝岡 和江	峯市	屋戸

長雨による被害農家へ

今年の四月から五月までの長雨による被害農業者に近く天災融資法に基づく経営資金の融資措置が講じられる模様であります。それまでの「つなぎ融資」として、農業近代化資金が、被害が発生した後に購入又は使役する肥料代、飼料代、農薬代、資材費、その他農業経営に必要な資金を県、町の利子補給によって貸付利率五分五厘、償還期間二年以内、償還方法元本均等償還という貸付条件で融資されることになりました。

借入希望者は、農協金融課又は役場産業課に御相談下さい。

〔補助事業〕

事業種目	事業内容		事業費	事業年度
集団樹園地造成	山林測こん28.3ha 田畑転換53.3ヶ 農道改良5500m	81.6ha	千円 41.641	37—38年
定置配管防除施設	受益面積52.6 ha		6.405	39年
集荷所	テーパースチール1棟450㎡		7.333	38年
計			55.579	

〔融資事業〕

果樹植栽	2年生苗木106.000本 植栽面積 80.6ha	千円 16.785	37—39年
合計		72.364	

このうち昭和37年度事業として実施したものは次のとおり

集団樹園地造成	開こん 14.8ha 転換 24.3ヶ 農道 3025m	39.1ha	15.384 6.753
計			22 137
植栽	2年生苗木 22.000本 植栽面積 17ha		3.536
合計			25.673

山口行政監察局から
行政管理庁の行政相談委員制度を利用して下さい

皆様の日常生活はその大部分が行政に結びついて居ります道路や河川の改修工事土地建物などの所有権移転をしたときの登記手続き各種年金や恩給の請求又は身近な郵便業務等すべて国県市町村の行政事務につながるものであり、現在の大きな行政機構の中で行われる各種施策や末端の行政事務の中には納得のゆかないことや不満も多々あると考えられます。

そこで国の行政について皆様の不満や苦情を解決するため山口行政監察局では行政監察の外に行政苦情相談という仕事を行って居ります。

この行政苦情相談を地元で気楽に聞うため行政管理庁長官が行政相談委員を秋穂町では松本住民課長に委嘱して居ります。この相談委員はお話の内容秘密は固く守ることになって居り相談は山口行政監察局へ連絡して問題解決に導いて頂ります。ただ裁判で係争中の事件や既に判決の下った事件家庭内のもめごとなど民事事件は取扱わない事になって居ります。

今後行政上の苦情のある場合にはいつでも心安くこの行政相談委員に申出て下さい。

行政管理庁行政相談委員
住民課長 松本 久雄

御参考迄に相談事例を挙げますと

一、許可認可等の遅延又は取扱いの不親切等について
一、恩給、遺族年金、厚生年金引揚者給付金等の受給について
一、生活保護について
一、母子福祉資金の貸付等について
一、健康保険労働者災害補償保険等について
一、一国税の賦課徴収について
一、道路河川橋梁等の工事について
一、国有鉄道、電信電話公社専売公社の業務について
一、国民金融、住宅金融、農林漁業金融、中小企業金融等各公庫の貸付業務について

その他行政一般について何でもよいですが始めにも申上げた通り刑事、民事の問題、政治的なもの、私怨にわたる問題は取扱いません。

町内の各学校へおくりもの

皆さんすでに新聞紙上などで御存じの、瀬戸内海水産開発株式会社では、当町進出を記念して、小、中学校に顕微鏡を一台あてと農高分校にはミシン二台を寄贈されました。

学校教育に熱心な藤水社長の贈りものに対し生徒の皆さんも期待に負けず勉学に励むことでしょう。紙上より御被露いたします。

又当会社では養魚池一基が完成し推えず約二十万尾を放流しています。

八月末にはみごとな車えびが出荷されることでしょう

夏の健康を守りましょう

梅雨があれば、本格的な夏、海へ山へと夏は健康増進に絶好の季節です。しかし反面夏は暑さのため疲れやすく胃腸も弱くなるときです。赤痢、疫病をはじめ、日本脳炎小児マヒなどの伝染病の多く発生する季節でもあります。

今年も夏の健康を守る運動が七月一日から七月三十一日まで全国的にくりひろげられています。衛生に注意して、今年の夏を健康で明るく生活しましょう。

(一)**睡眠と栄養を充分に**

過労や暴飲暴食は健康をそこねるもとです。充分な睡眠と栄養をとって心身の疲れをさけたいものです。また直射日光の下で長い間帽子をかぶらずにいると日本脳炎の原因になるばかりでなく、他の病気をおこすことにもなります。

(二)**飲食物に注意しよう**

暑度が高いので食物はくさりやすくなります。食品はきれいな店で新らしいものを買いできるだけ早く食べることまた家庭でも食品はきれいな所、冷たいところにおくようにしましょう。

特に生水は飲まないようにし、井戸水を使っているところは是非水質検査をうけ汚れた水を使わないようにしたいものです。

(三)**手洗の習慣をつけよう**

赤痢疫痢などの伝染病を防ぐには、伝染経路をたつことが大切です。そのためには一にも二にも手を洗うことです。用便のあと食事や調理の前外出から帰った時など必ず手を洗う習慣をつけましょう。

これも洗いかたが不十分であったり、手ふきが汚れていたりすれば同じ結果になります。手洗設備を整備し石けんをつけて充分に洗いましょう。

(四)**大掃除を実施しよう**

じめじめした梅天候はいろいろな病原菌の発生に最も適したときです。これから伝染病の多発期をむかえその発生防止のため、つゆあけを期に一斉に大掃除を実施しましょう。

(五)天気のよい日をえらんでタタミをできるだけ長く天日にさらして下さい。

(六)床下、床天井のゴミ、溝流し、ゴミ箱など清掃し薬剤を散布して下さい。

(七)蚊、ハエ、ネズミなどの発生防止のため畜舎、堆肥、鶏舎内外の清掃および水溜などに薬剤を散布して下さい。

(八)寝具類衣料品を日にあてて下さい。

(九)便所糞尿溜を清潔にし衛生的にしましょう。

(十)**海岸、川をきれいにしよう**

海水浴のシーズンが来ました。伝染病予防と危険防止のために。

(十一)川や海岸にガラス陶器の破片金物等危険物をすてないようにしましょう

(十二)畜尿等の汚物、調理の残物魚野菜の屑等の腐敗やその他不衛生な物は川や海岸にすてないようにしましょう。

皆んなの健康を守る梅雨あけ大掃除を実施しよう

七月の稲の管理

七月は稲作にとつて極めて大切な月です。今年の稲は、苗の時代に殆ど日の目を見る事が出来ず、従つて軟弱で、病害虫に散々悩まされました知らずに前イモチを本田に持込んだ人も多いと思いますがこれは放つておくと後で取返しのつかない事になりますので先づ一番にイモチの消毒をしてやりましょう。有機水銀剤か、特にひどいと思われるものはブラエスM等の抗性物質を使用すると効果が高く現れます。兎に角一般に稲が弱々しく、長雨で田の土の中に酸素が不足していますのでPCP等の除草剤を散布する前に一度は除草機を突いてやる事をおすすめします。

所うして初期生育を充分にしてやる事が大切です。PCPやパムコン等はその後の散布で結構です。これらの除草剤は魚に対する毒性が極めて強いので十分注意しましよう。又雨水の激しい田や砂質の田は除草効果も劣り、薬害の出る危険性もありますので散布しない方がよいでしょう。

稲が活着したら水は出来る限り浅水とし、時々田面をきらしてやりましよう。所うすると地温が上り、土の中には酸素が与えられ更に土の中の有機物の分解が助けられますし、また無効分けつを抑えることにもなります。下旬の頃に中干しは絶対に忘れにならないように。

肥料については苗の青ちが濃かつたからといつて窒素を余り沢山与え過ぎない事で す。今年は特に窒素の量は平年より二割位減らしてやる位がよいでしょう。

24－Dの散布は遅れないように注意しましよう。幼穂形成期に入つてから24－Dをかけますと稲に害があります。

ニカメイチユウ一化期の防除は秋穂側は殆どヘリコプターで行われますが、大海側では時期が遅れないように注意して下さい。薬はいままで使つていたホリドールやEPNのほかに最近ではパイジットやスミチオン等の低毒性で効果の高いものも出ています。またガンマーBHCの水中施薬等個人で簡単に行われる方法も多くなりましたが、いづれの薬も適期に而かも皆が一斉に集団で行わないと十分な効果をあげる事は期待できません。

今年は特にヒメトビウンカが多いようです。これは御存知の通りシマハガレ病を媒介します。この病気は一度かかるともうどうにもなりません。而かも七月一杯は未だ十分に注意する必要があります。そこで早目にBHC等で駆除する事が大切です。

普及所だより

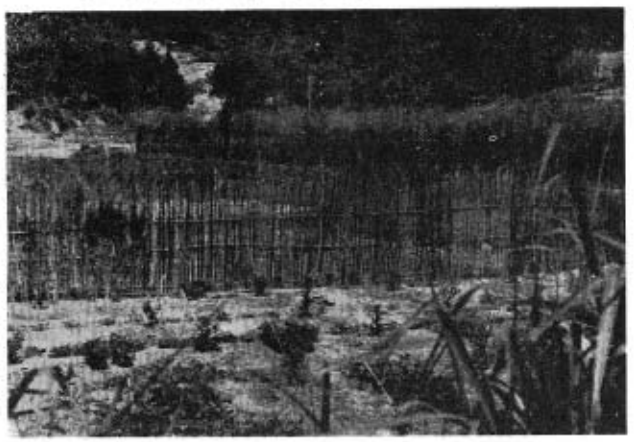

秋穂町赤崎地裕で設置されている人工防風垣の状況

みかん園の台風対策について

秋穂のみかん園は、台風に対してまつたくの無防備であり、台風によつてみかん園は、本年の寒害以上の被害を受けることはまちがいありません。

災害はわすれた頃に来ると言われ、油断は出来ません。如何に肥培や病害虫の防除等の管理を充分に行ない、好条件に持込んでも、一度台風災害を受ければ親も子も瞬時にして、失う場合があることを能記して、万全の対策を行わねばなりません。

防風林の設置については、急を要する問題であり、まず人工防風垣を設置して、みかんの植付後三～四年の風を防ぎ、ポプラ、オニヤシヤ等の生育の早い樹を、人工防風垣と同時に植付れば三年目より防風林の効果が表われます。又みかんの植付と同じに植付られた杉、マキは永久防風林として理想的ですので、これらの生育を待つて防風林とする方が良いと思います。以上のように、みかん園の防風林は三段がまえによつて設置しませんと、本年の台風はもちろんのこと、将来の台風も防ぎきれない現状です。

人工防風垣の設置を急こう

防風林が植付てあつても未だ小さくて役にたつない場合は、人工防風垣を作らなければなりません。材料は竹、カヤ、木材等を利用するとかスーダン、テオシント、ソルゴー等の飼料作物を圃場に植付けておいて、台風季に竹ではさんで支柱をたて垣にするのもよいようです。

人工防風垣を作る場合に注意しなければならないことは垣の密閉度と、垣の高さですが、下の効果表を御覧下さい

これによつて垣の有効範囲がきまりますので表でもわかるように、垣の密閉度は六〇～七五%になるように作つて下さい。又高さは二米前後が普通ですので、平且地は垣より十米以内の範囲の風を防ぐことが出来ます。又傾斜地では垣の高さがその有効範囲とされています。

人工防風垣の材料と防風効果

使用材料	密閉度	風速 m/S 垣の前30cm	垣後30cm	〃 1m	〃 2m	〃 3m
2cm巾割竹	66%	7.2	5.9	4.2	2.3	2.3
〃	33%	9.2	8.7	8.3	7.3	6.7
1cm巾割竹	33%	8.9	9.2	8.1	7.4	6.8
竹笹	33%	9.0	9.2	8.0	7.9	7.3
漁網5%角	20%	9.6	9.5	9.3	9.2	8.9

註、例へば66%密閉している垣では、垣の前で7.2mの風が垣の直後では5.9mとなり1m後では4.2m2m後では2.3mに風が弱まつている。尚密閉度が33%になると、ほとんど風が弱まらない。

台風を受けた時の応急処置として

台風時に潮風が吹いた場合は、なるだけ早目に清水撒布を行うことです。撒布量は成木十アール当り一八〇〇立以上でないと効果がありません。なお清水撒布後二四－D（アミン塩）を撒布すると、ある程度落葉を防止することができます

皆さんにお願い

「たばこ」は町内で買いましよう

地方財政確立のため「たばこ」消費税が制定されて九年余りになりますが此の税金は皆さんが喫つた「たばこ」の代金から一定の率によつて市町村へ専売公社から毎月納入されます。

（例えば新生一箱について七円四銭）

従つて秋穂町の「たばこ」小売店から買うことが多ければ多い程町の財政がよくなりそれだけ負担が軽くなるわけです。

出張や旅行の際は必要なだけの数量は町内でお求めの上お出かけ願います。

又催物の引出物や贈物には大いに「たばこ」を利用して下さい。

宮の旦の共同炊事

農繁期もどうやら無事に終り、農家の皆さま方お疲れさまでございました。

農繁期の共同炊事に備えて宮ノ旦部落では公会堂の一部を炊事場に改造して、婦人会戸主会の協力を得て、六月二十六日から七月五日まで実施されました。献立は希望を取りまとめて出来るだけ経済的に考えてあります。

経費の点も、一日一日を計算して大体一人三十円前後の様で時には四十円になることもあるようです。

昼食を十一時に配食し、小びるを三時に、夕食は希望者だけです。昼食には野菜や肉類を主とし、野菜の三色煮、竹輪の照煮、野菜のよせ揚げといつた所です。小びるはちらしずし、いなりずし、おはぎといつたものです。

部落全部が実施すると言うことはむづかしいので、希望者だけからすゝめるのはどうでしようか、人手不足、主婦の過重労働等の解決策は、みんなで考へたいと思います。

夏休みのこどもの指導

むし暑い梅雨があけると、こんどは毎日かんかん照る暑い夏です。児童生徒にとつて一年中で最も楽しい夏休みがやつて来ます。

夏休みの児童生徒の生活は規則正しい学校生活から解放され、家庭や地域社会での生活となるので、生活環境が変り、学校や家庭では予想もできない非行の原因をつくる機会が多くなります。喫煙、飲酒、金銭の浪費など、夏休の生活がそのきつかけとなることが多いのです。

海辺、盛り場などの補導の強化、家庭の協力による夜間外出の制限、暴力、危険な玩具などの追放のため関係機関団体、一般町民全力をあげて協力しなければならないと思います。

休みが近ずいたある日の夕食後のひと時をさいて、おじいさん、おばあさんから赤ちやんまで入れて、家族会議を開き、休み中の予定をきめたり、お手伝いをする仕事の分担をきめたりして、家の中のお互の立場を理解しあいながら、規則正しい生活のスタートをきるようにしたいものです。休みになつてからも、一週間に一度ぐらいはこのような会をもつて、予定の進みぐあいや、毎日の生活を反省し話しあつてゆくことができれば、意義ある夏休みがおくれることでしよう。

また、子どもたちの健康について特に注意をはらいましよう。気温や湿度が高くなると、一般に健康を害しやすく赤痢、疫痢などの消化器系の伝染病、小児まひ、食中毒さらにかの媒介による日本脳炎が流行します。ね冷えによるかぜ下痢もおこしやすくなります。次のことに注意して、夏を健康に過して下さい。

① まず適度な運動と、十分な睡眠をとつて、体を疲れさせないことです。夏には夜ふかしして睡眠不足になりやすいので、夏休み中は午后一時頃から二時間くらいひるねをすることが大切です。

② 食欲がおとろえるために麺類、香の物にお茶づけさらさらといつた淡白なものが好まれますが、夏こそは高蛋白質、高脂肪の食事をとることが必要です。ことに発育ざかりの子どもには魚肉、肉類、を十分与えなければなりません。また豆類や豆腐なども立派な植物性蛋白質であり、野菜の油いためなども、脂肪の補給に結構です。

また、果物、トマト、生野菜など、ビタミンの必要なことはいうまでもありません。

③ 生水、生物はいろいろの細菌によつておこされていることが多いので、食料水は必らず番茶や煮茶の冷したものにして、食べ物は必らず熱を加えて調理することです調理したものでも、時間がたつては腐敗して食中毒の原因になるので、調理後はできるだけ早く食べるようにして下さい。

④ 水泳に対する安全教育は学校と家庭が一体となつて十分徹底させなければなりません。また川の水が農薬や汚物でよごされることも多いので、地域の人たちが安全な泳ぎ場所を選んで、こどもを指導することが大切です。

戦没者の妻に対し特別給付金が支給されます

「戦没者の妻に対する特別給付金支給法」が昭和三十八年三月三十一日公布全年四月一日より施行され、この法律により給付金を受けることが出来る人や受給手続きなどその概要は次の通りであります。

① この給付金を受けることが出来る人（受給権者）昭和二二年七月七日以後に公務上負傷し又は疾病にかかりこれにより死亡した者の妻であつたことにより昭和三十八年四月一日において次の給付を受ける権利を有する者

(イ) 旧軍人準軍人又は旧軍属に係る公務扶助料及び特別扶助料

(ロ) 戦旅年金及び特例戦旅年金並びに義旅給与金

(ハ) もとの陸軍又は海軍の雇傭人等に係る旧各共済恩給年金

(ニ) もとの陸軍又は海軍に相当された雇傭人に係る各省共済恩給年金

② 特別給付金の額等は、二十万円の記名式国債で無利子十年以内償還、原則として権利の譲渡や担保に供することは出来ない。償還は毎年四月及び十月に一万円宛償還となる。

③ 時効はこの給付金を受ける権利は三ケ年行なわない時は時効消滅となる。即ち昭和四十一年三月三十一日迄、但し時効中断はある。

④ 非課税である

租税その他の公課を課することは出来ない。

（生活保護、年金受給等と関係なし。）

⑤ 給付金の請求手続きは次の書類を役場へ提出この書類は厚生省から送つて来ることになつて居る。

(イ) 戦没者等の妻に対する特別給付金請求書

(ロ) 死亡した者の除籍謄本

(ハ) 婚家者（特別の場合の外戦没者の妻）の住民票の謄本

(ニ) 公務扶助料、戦旅年金等の支払、証明書（郵便局で証明を受ける。）

(ホ) 特別給付金国庫債券印鑑等、届出書

尚近日この説明会を開催しますその折は各部落戦旅会長と連絡しますので関係者に伝達方願います。